

事務連絡
令和3年8月5日

大臣官房各課・各局庁庶務課
各地方農政局企画調整室
北海道農政事務所企画調整室 御中

大臣官房地方課災害総合対策室

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る
留意事項等について

本日付で開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、8月8日から31日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県が追加され、変更されました。

また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されたところです。

各位におかれましては、変更された基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を踏まえ適正な運用がなされるよう、所管の独立行政法人及び関係団体等に対して、周知・助言等してまいりますようお願いいたします。

以上

【添付資料】

○基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

（令和3年8月5日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

【問合せ先】

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室

担当：野中、鳥海、平澤

TEL：03-6744-1856（直通）